

川口町文化財保護 条例制定される

信濃川と魚野川の出合うところ山に水清く、人情こまやかなわが郷土川口は、太古の昔から魚沼地方の重要な地点としてひらけてきました。

三動交替の通路ともなり、舟運の拠点でもあった川口も、交通の発達により事情は一変し、更に戦後急激な社会の変貌による生活様式の変化は、われらの祖先が保ってきた生活用具・器具など無用の長物と化して廃棄・焼却し、又昔からの生活慣習や諸行事・すくた芸能など、忘れ去られようとしています。



川口町体育協会 上村正雄

体育協会の発足にあたって

が制定されたのであります。川口町にも貴重な文化財があります。これらはこの条例に基づいてこれから調査研究されていくわけであり、調査研究に保護するだけでなく、広く一般に公開する等、町民の皆さんが川口町の歴史文化を理解し更に町の文化的向上に資するよう活用することをねらいとしたものであります。

しかしながら、文化財を調査することは並大抵ではありません。その殆んど大部分は、個人の所蔵物です。町民の皆さんの協力がなければどうにもならないのであります。調査方法など具体的に立案の上お願いいたしますので、町民の皆さんの格段のご協力をお願いいたします。

体育協会役員 及び加盟団体

- 会長 上村正雄
- 副会長 山田英夫
- 監事 森山正夫
- 廣井福一
- 川上敏夫
- 加盟団体
 - 川口山の会
 - 川口陸協
 - 川口柔道会
 - 川口野球協会
 - 川口卓球協会
 - 川口スキークラブ

社会教育関係 委員紹介

町社会教育を推進させる関係委員の方々は次のとおりです。

- 文化財調査審議委員
 - 中林 宗術 中村 隆
 - 星野 高慶 山吉 玄蕃
 - 丸山 池治 星野 武夫
 - 古田島慎市 久島 芳樹
 - 大淵 健蔵 阿部 幸吉
- 社会教育委員
 - 関 鹿之助 大淵 寅松
 - 網 富兵 小西登久二
 - 内藤 フミ 岡村 芳夫
 - 志賀 雅雄
- 公民館役職名
 - 川口町公民館長 保科 清
 - 主事 桜井 兵治
 - 和南津地区館長 喜多村 隆
 - 中山地区館長 古田島慎市
 - 東部 関 鹿之助
 - 西川口 関 市作
 - 牛ヶ島 丸山清三郎
 - 相川 井浦 久二
- 公民館運営審議委員
 - 喜多村義治 山田 勝美
 - 岡村百合子 小林 広吉
 - 佐藤 清 桜井 浩弥
 - 大淵 寅英 寛張 栄一
 - 広井新太郎 山吉 勝治
 - 籠島 幸 宮 温
 - 三本 毅一
- 体育指導委員
 - 山田 英夫 桜井 兵治
 - 南波儀平治 山下 克利
 - 森山 正夫 小林 徹
 - 関 達市 小西 亨
 - 関 武司 山田 功
 - 北村 忠明 寛張 栄一
 - 山田 智子

みんなで歩こう

―六月二十三日―
町民ハイキング―

緑も鮮やかな季節ですが、多忙な生活に追われて、仲々、スポーツをする機会を持ってません。町民館では、六月二十三日、日曜日町民ハイキングを行ないます。目的地は高場山です。内ヶ巻城跡などを見学しながら、楽しいハイキングを計画しました。集合場所は福祉センター前で時間は朝八時。おとしりの方々も、子供連も、みんなそろって参加しましょう。雨天の場合は中止です。

コースは田麦山の向山から約二時間登り、山頂(三八三M)で昼食。下りは内ヶ巻城跡を回って四時には帰る予定です。おべんとうをもって、水筒も忘れずに……。はき物はスニーカーも大丈夫です。

田麦山地区館長 大淵 健蔵
木沢 小林三千之

川口町文化財保護 条例

第一条 この条例は、文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号。以下「法」という。)および新潟県文化財保護条例(昭和四十八年新潟県条例第三十三号。以下「県条例」という。)によって指定されたものを除き、川口町の区域内に所在する文化財を保存し、かつその活用を図り、もって町民の郷土に対する認識を深め、文化の向上に資することを目的とする。

第二条 この条例で「町文化財」とは、現に町内に所在し、この条例によって指定された次に掲げるものをいう。

- 有形文化財
 - 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、その他有形の文化的遺産で、川口町にとって歴史的上又は芸術上価値の高いもの
 - 無形文化財
 - 演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的遺産で、川口町にとって歴史上、芸術上価値の高いもの
 - 民族資料
 - 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具
 - 家屋その他の物件で、川口町町民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの。
 - 史跡名勝天然記念物

文化史上特に川口町にとって重要な史跡、価値ある名勝及び天然記念物。

第三条 川口町は、町文化財が郷土の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものである、かつ、将来の文化の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう周到の注意をもってこの条例の趣旨の徹底に努めるものとする。

第四条 川口町はこの条例の執行に当たっては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに文化財の保護と他の公益との調整に留意するものとする。

第五条 町民は川口町がこの条例の目的を達するために行う措置に誠実に協力するものとする。

第六条 町文化財の所有者その他の関係者は、町文化財が国民的財産であることを自覚し、これを公衆のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等、その文化的活用を努めるものとする。

第七条 川口町教育委員会(以下「委員会」という。)は、指定しようとする文化財について必要な事項を調査審議するため、川口町文化財調査審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

第八条 審議会の組織運営、その他必要な事項は条例で定める。

第九条 町文化財の指定は委員会が行う。

第十条 委員会は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ当該文化財の所有者(無形文化財については委員会が認定した保持者)および権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はその限りでない。

第十一条 審議会の組織運営、その他必要な事項は条例で定める。

第十二条 町文化財の指定は委員会が行う。

第十三条 委員会は、指定した文化財が次の各号の一に該当するときは、又は特別の事由があるときは、指定を解除することができる。

- 町文化財が滅失し、もしくはは衰亡し、又は価値を失ったとき。
- 文化財が町の区域内に存在しなくなったとき。

第十四条 町文化財の維持、管理、および修理等については、必要のある場合は、当該文化財の所有者等に対して、予算の範囲内において、補助金の交付その他適当な助成を行うことができる。

第十五条 町文化財の所有者等が次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 現状を変更しようとするとき、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 文化財を川口町の区域外に移そうとするとき。

第十六条 委員会は必要あるときは、町文化財の管理、修理、及び環境保全の状況につき報告を求め又は実地調査を行うことができる。

第十七条 町文化財を損壊し、き裂し、または隠匿した者は、一万円以下の罰金又は料料に処する。

第十八条 この条例は昭和四十九年四月一日から施行する。